

カーボン・オフセット第三者認証プログラム
料金規程

令和 7 年 10 月 9 日施行

カーボン・オフセット第三者認証プログラム運営委員会

(目的)

1. 本規程は、炭素会計アドバイザー協会が運営管理を行なう「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」に係る料金を定める。

(料金設定)

2. 料金設定は以下のとおりとする。

項目	基本単価 (消費税別)	備考
登録申請料	初年度 50,000 円/年 継続時 10,000 円/年	※1 旧制度からの継続事業者も継続扱いと致します。
ラベル使用料		
一般	大企業 150,000 円/年 中小企業 50,000 円/年	※2 旧制度からの継続案件は、料金を半額と致します。
炭素会計アドバイザー協会の法人会員経由	大企業 100,000 円/年 中小企業 30,000 円/年	※2 旧制度からの継続案件は、料金を半額と致します。
認証費用	認証機関にお問い合わせください。	
コンサルティング費用	委託されるコンサルタントにお問い合わせください。	

※1 旧制度（環境省 カーボン・オフセット制度）に参加した事業者が、申請の単位を変更せずに、新制度（炭素会計アドバイザー協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム）に引続き参加する場合、継続時単価を適用します。

※2 旧制度（環境省 カーボン・オフセット制度）に参加した事業者が、申請の単位を変更せずに、新制度（炭素会計アドバイザー協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム）に引続き参加する場合、ラベル使用料は半額とします。

以上